

横須賀石炭火力発電所行政訴訟第 9 回口頭弁論

意見陳述
準備書面 1 7

2 0 2 1 年 1 2 月 1 0 日

弁護士 小島延夫

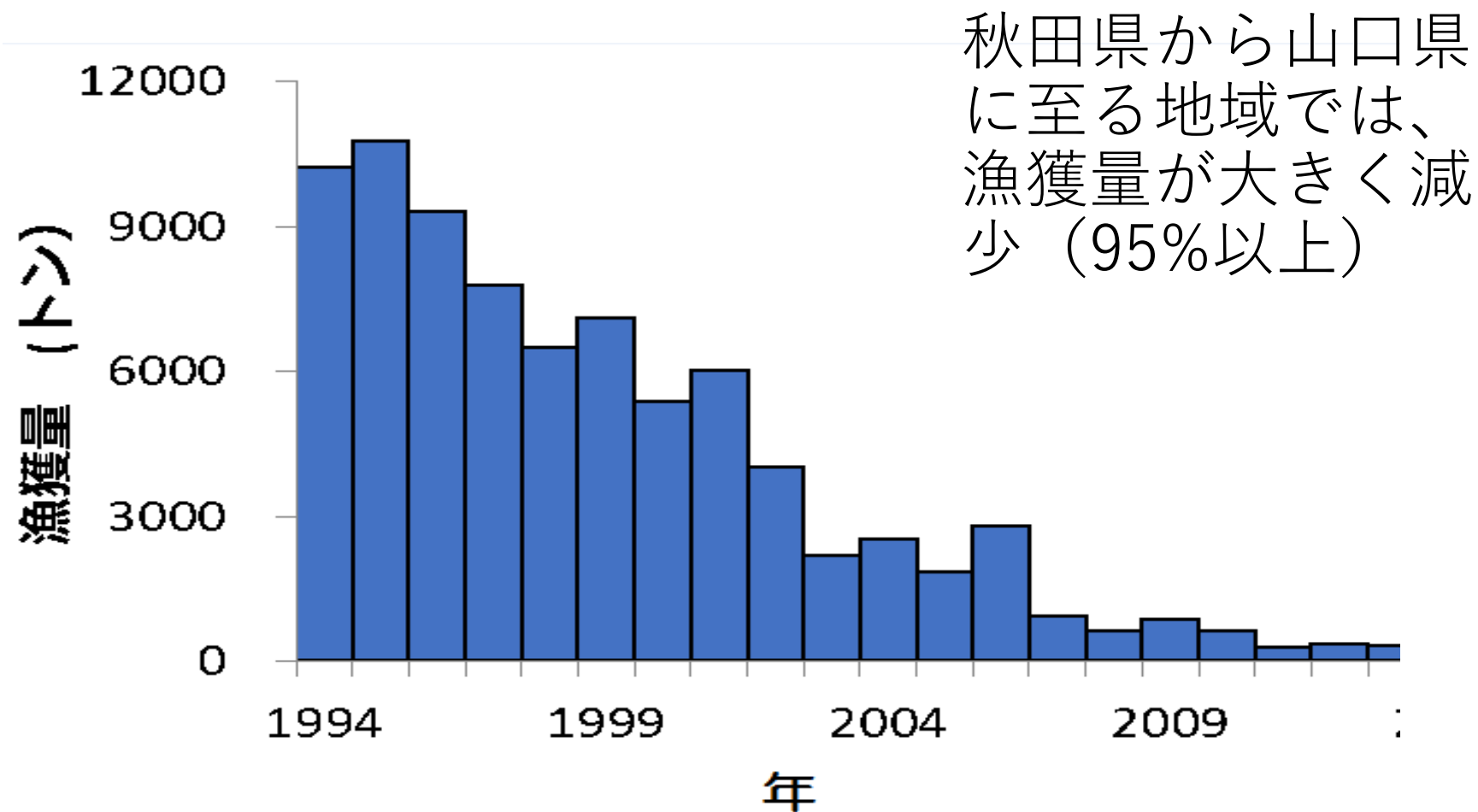
5つのポイント

- 第1点目 原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への危険が差し迫っていること
- 第2点目 本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険を増大させ、より切迫させること
- 第3点目 CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、本件石炭火力発電所を稼働させる理由とはなり得ないこと
- 第4点目 本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、本件新設発電所の設置・稼働の必要性はないこと
- 第5点目 本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しいということ

原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への危険が差し迫っていること

- すべての人の共通認識
- 豪雨災害、熱中症、漁業被害 前回の期日以降でも、
- 2021年11月9日の、神奈川県横須賀市で道路が冠水
- 2021年9月13日の日本経済新聞「サケ捕れずマンボウ揚がる北海道 海洋熱波で生態系異変」 **海洋熱波** 過去の統計で10%以下しか起こらない高水温が5日以上続くこと
- オランダ、アイルランドの最高裁判所、フランスの行政最高裁判所、ドイツの連邦憲法裁判所（2019年12月から2021年7月）
「壊滅的な、あるいは終末的な規模の」環境破壊（独憲法裁）

スルメイカ





左：海藻の繁茂が水面から見えるほどの江の島の海（2012年2月撮影 水温13度）
右：しかし今は岩肌だけになった姿、海藻はない（2020年3月1日撮影 水温17度）

本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険を増大させ、より切迫させる

- 現在までの地球全体で平均 1℃の気温上昇の状況のもとにおいても、日本及び日本近海は、極めて深刻な被害（準備書面 15、準備書面 6（1）、準備書面 6（2））
- 現状の各国の目標をあわせると、平均 2.4℃の上昇が予想される極めて重大な危機的状況
- 一刻も早く、遅くとも2030年以降できる限り早い時期にはカーボンニュートラルを実現する必要

本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険を増大させ、より切迫させる

- 本件新設発電所からは、1年間に726万トンという大量のCO₂が排出 温室効果ガスの累積排出量と地球の平均気温の上昇幅がほぼ比例 → 本件新設発電所の二酸化炭素の排出は、地球の平均気温の上昇に必然的に寄与
- 2050年までで見ると、全地球の2500分の1
- 「白紙状態の地球」ではなく、地球温暖化によって極めて深刻な被害が生じ、人類が重大な局面にさらされている状況下
- 稼働した場合の2023年時点の日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は約3億1000万トン = 全世界の二酸化炭素排出量の約1%～約1.3%

本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険を増大させ、より切迫させる

- イギリスのグラスゴーで開催されたC O P 2 6で議決された協約（P A C T） → 気候変動枠組条約の歴史上初めて、石炭火力発電所について、その削減に向けて一層の努力をすべきことが規定された（C O P 2 6の協約（P A C T）20）。
- 同協約では「気候変動の影響は、摂氏1.5度の気温上昇の方が摂氏2度の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を摂氏1.5度に制限するための努力を継続することを決意する。」（同協約16）、「世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があることを認め」（同協約17）、「この決定的な10年における行動を加速させる必要があることを認める。」（同協約18）

CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、本件新設発電所を稼働させる理由とはなり得ないこと

- 本件石炭火力発電所を稼働させるても、CCS（CCUS）やアンモニア混焼で、目標達成に支障はないのか。
- CCS（CCUS）
 - 日本には、二酸化炭素の適切な貯留地点なし。酸化炭素は、多くの人を死に至らしめるおそれのある気体
 - 日本以外では、コスト的に不適切
- アンモニア混焼
 - 技術的に、実用可能性に疑問
 - コスト的にも非常に高いものに
 - 製造工程で、二酸化炭素を排出
- 技術的に実施できるか不明なものはアセスでは対策として考慮してはならない。

本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、
本件新設発電所の設置・稼働の必要性はない
こと

- 2030年の時点において、石炭火力発電をすべて停止しても、
- 適切な政策措置がとられれば、
 - 省エネルギーによって20%以上の電力消費削減
 - 電力消費量の約半分を再生可能エネルギー（自然エネルギー
 - 残る半分以上を既存の天然ガス火力発電でまかなうことは可能
- 曇りや雨雪で太陽光発電が最少となる一方、冷暖房の需要が高くなるような事態が発生する場合の電力供給をみても、風力発電が予定通り整備されれば、特段の支障はない。

再生可能エネルギーを増やすのは困難？

- 自然エネルギー財団「2030年エネルギーミックスへの提案（第1版）」（2020年8月）29頁以下
- 屋根置型の太陽光発電（住宅・産業系事業系の建物）
- 現状の11.3GW → 25.8GW
 - 既存の建築物の屋根の上が使われるため他の用途との競合は小さい
 - 系統接続も建物で電力を消費しているため比較的容易
 - 日当たりや屋根の強度などが制約要因になるが、設置可能な未利用の屋根面積は大きいことなどから、面積的な制約はあまりない。
- 地面設置型の事業用太陽光発電 現状の44.3GW → 82.8GW
 - ゴルフ場の転用、耕作放棄地の15% で、112.4GW可能
- 2019年度 55.6GW → 2030年度 144.6GW

再生可能エネルギーを増やすのは困難？

- 風力発電
 - 風力発電の普及にとって重要なコネクト & マネージ、火力を含めた系統混雑処理などの系統運用の合理化
 - 送電線の増強
による、接続が容易に
 - 洋上風力 系統接続枠の確保
- 2019年度 4.4GW → 2030年度 29.3GW アセス実施中の一部
- バイオマス 1.5倍
- 水力は微増
- 地熱は、2 倍に

準備書面15
93頁の表

	電源種	実績値	2030 年度		
			政府見通し	現状政策 ケース	転換促進 ケース
設備容量 (GW)	太陽光	56	64	102	145
	風力	4	10	23	29
	地熱	1	1-2	1	2
	バイオエネルギー	5	6-7	8	8
	水力	21	49	23	24
発電電力量 (TWh)	太陽光	63	75	123	173
	風力	7	18	65	82
	地熱	3	10 -11	4	7
	バイオエネルギー	24	39 -49	50	52
	水力	81	94 -98	82	84
	合計	177	237 -252	324	398

注1) 発電電力量の実績値は18年度値、設備容量は2019年度末時点の数値

注2) 自然エネルギーの発電電力量は出力抑制を含まない。

注3) 政府見通しの「水力」には揚水発電を含むが財団の推計には含んでいない。

出典) 19年度末の実績値は、バイオエネルギーについてはFIT統計等より。その他電源については一般送配電事業者の接続容量より自然エネルギー財団作成

表42 2030年度の自然エネルギーの見通し概要

自然エネルギー財団「2030年エネルギーミックスへの提案（第1版）」甲215より

本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい

- 配慮書では、環境の保全に支障を生じさせる影響要因として、二酸化炭素・温室効果ガスが選定されていない。
- 計画段階配慮事項として検討すべき複数案（代替案）として、天然ガス火力発電事業、太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー発電事業を設定し検討をしていない。
 - 二酸化炭素排出量という点から見て、2倍以上という違い。
 - 石炭火力で最善の環境保全措置を取った場合よりも、環境影響を回避したり、大幅に低減したりする可能性がある事業がある。
- 環境省の研究会も「複数案を設定・検討することの意義及び重要性について周知徹底し、事業者及び地方公共団体に働きかける必要がある。」と指摘（乙40）

本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい 温排水

- 温排水は、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（発電所アセス省令5条3項1号）である水質の一要素である水温に影響を及ぼす影響要因であるので、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならない（発電所アセス省令6条1号、22条1項1号）
- 温排水の影響を調査・予想するにあたっては、影響を受ける魚介類・藻類、その生育環境である藻場などの状況を調査し、予測することが必要
- 被告（経済産業省）が作成した発電所アセスの手引きも同趣旨

本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい 温排水

- 発電所アセスの手引き

- 「調査すべき情報」として「主な種類及び分布の状況並びに特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係等）について、文献その他の資料を中心に調査する」
- 調査の基本的手法」として「調査結果表（季節別の種類数、個体数及び主な出現種、漁業の状況等）」「主な魚等の遊泳動物の特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係）」を「調査結果のまとめ」に記載
- 「調査地域」について「温排水拡散推定範囲を包含する比較的広範囲の海域とし、漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態を考慮し設定する」
- 「調査地点」について「漁場の状況又は海域の特性等の主な魚等の遊泳動物の生育環境を勘案して設定する」

本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい 温排水

- 本件事業者も、配慮書の「水環境」についての、神奈川県知事の意見に対し「具体的な現地調査については、対象事業実施区域の周辺海域を対象に、発電所アセスの手引киに示された手法を用いて、調査を行います。」（乙8・435頁）と回答

ところが、本件では

- 「漁業権の行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」について調査していない。
- 漁業という観点からみた、主要な魚等の遊泳動物生息場又は漁場が改変される内容及び程度についても調査も予測もない。
- 特に表面を遊泳する魚類を対象とし、地域的にも影響が出る可能性があるサヨリ網漁との関係の調査も予測もなされていない

本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい

- 「低減した」事実すらも示せていないこと
- 簡略化の要件も欠くのに、簡略化アセスとした
- 本件新設発電所が稼動した場合の、パリ協定・1.5°C特別報告書の目標との整合性が検討されていない
- 環境省からの指摘にもかかわらず、本件新設発電所からの年間726万トンの二酸化炭素の排出を追加することが、日本の2030年の石炭火力発電からの二酸化炭素排出量を2030年度において約2.2億トンとするという2018年当時の日本の目標とどう整合するのか、全く検討もされていない。

- 原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危機が差し迫っている状況にあり、
- 本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、そうした、生命・健康・住居などの財産・食料への危険を増大させる。
- 本件事業者や被告が挙げるCCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、とるべきでない対策となっしまい、本件新設発電所を稼働させる理由とはなり得ない。
- 本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、本件新設発電所の設置・稼働の必要性はない。
- 本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい。

→本件確定通知が違法であることは明らか 取り消されるべき